

『ＳＴＯＰ！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま』実施要綱

福島労働局

1 趣旨

福島県は、県土の85%が積雪寒冷地域となっており、また県土の約40%を占める会津地方は積雪が多く豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯となっている地域が含まれていることから、冬期間においては、冬季特有の気象条件による降雪、凍結、寒冷等に起因して発生する冬季特有の労働災害が毎年多発している。特に、転倒災害については、休業4日以上の全死傷災害の3割以上を占めていて最も件数が多いことから、福島労働局第14次労働災害防止計画において「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」を重点施策の一つとして掲げているところであるが、12月から2月までの冬期間に発生する転倒災害の約4割が降雪・凍結等を原因とするものとなっている。また、昨冬においては、積雪が多かったため平年と比べ降雪・凍結等を原因とする転倒災害が大幅に増加したほか、硫黄泉の温泉施設において源泉管理を行う労働者2名が点検口付近に出来た雪洞内に滞留していた硫化水素による中毒で死亡するという労働災害も発生したところである。

こうした状況を踏まえ、当局では、各労働災害防止団体と連携し、降雪・凍結等を原因とする転倒災害をはじめ、冬季特有の労働災害の減少を図ることを目的として、12月1日から12月14日までを準備期間、12月15日から翌年2月28日までを運動期間とする『ＳＴＯＰ！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま』を展開するものである。

2 期間

運動期間 令和7年12月15日から令和8年2月28日まで

(準備期間 令和7年12月1日から令和7年12月14日まで)

3 主唱者

福島労働局、各労働基準監督署、各労働災害防止団体（福島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会福島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島支部、林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部、各地区労働基準協会）

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

(1) 福島労働局、労働基準監督署の実施事項

- ア 本運動に関する周知啓発資料等の作成・配布及び周知
- イ 関係行政機関、労働災害防止団体、事業者団体等に対する協力要請
- ウ 労働災害防止団体、事業者団体等の実施事項に対する指導援助
- エ 事業場の実施事項に対する指導援助

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ア 会員事業場への周知啓発
- イ 会員事業場の実施事項に対する指導援助
- ウ 冬季特有災害の防止に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 冬季特有災害の防止に有益な保護具等の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 準備期間中の実施事項

- ア 本運動に取り組むに当たっての安全衛生活動に係る準備事項
 - (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の労働者への周知
 - (イ) 冬季特有災害に関するヒヤリ・ハット事例の収集、冬季特有災害発生のおそれのある作業及び作業箇所に関するリスクアセスメントの実施
 - (ウ) (イ) の結果を元にした安全衛生委員会等における冬季特有災害防止対策の事前検討
 - (エ) 労働者に対する冬季特有災害防止対策に関する安全教育の実施
 - (オ) 大雪、低温等に関する気象情報（警報・注意報含む）を迅速に把握する体制の整備
 - (カ) 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成及び関係者への周知
- イ 転倒災害の防止に関する準備事項
 - (ア) 屋外通路や屋外階段、駐車場等積雪・凍結する箇所、滑りやすい箇所の事前確認
 - (イ) 屋外通路や屋外階段、駐車場等における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - (ウ) 融雪剤、凍結防止剤、雪かき用スコップ、防滑靴等の事前準備
- ウ 一酸化炭素中毒及び硫化水素中毒災害の防止に関する準備事項
 - (ア) 一酸化炭素や硫化水素の発生原因、中毒等の症状、空気呼吸器等（空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク）の使用方法、事故の場合の退避及び救急そ生の方法等に関する安全衛生教育の実施
- エ 交通労働災害の防止に関する準備事項
 - (ア) 業務用車両へ装着する冬用タイヤの事前点検（製造年月日、摩耗状況等）及び車両点検の実施
 - (イ) 適切な時期（積雪や路面凍結前まで）を捉えた業務用車両への冬用タイヤの装着
 - (ウ) 天候、路面状況を考慮した無理のない運行計画の策定

(2) 運動期間中の実施事項

- ア 本運動に取り組むに当たっての安全衛生活動に係る実施事項
 - (ア) 安全衛生委員会等において検討した冬季特有災害防止対策の実施
 - (イ) 運動期間中における冬季特有災害に関するヒヤリ・ハット事例の収集、冬季特有災害発生のおそれのある作業及び作業箇所に関するリスクアセスメントの実施
 - (ウ) (イ) の結果を元にした安全衛生委員会等における冬季特有災害防止対策の検討
 - (エ) 把握した地域の気象状況に応じ、関係者への注意喚起
 - (オ) 把握した地域の気象状況に応じ、対応マニュアルに基づく対応の実施
- イ 転倒災害の防止に関する実施事項
 - (ア) 屋外通路や屋外階段、駐車場等における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - (イ) 安全通路における必要な照度の確保（照明設備等の設置など）

- (ウ) 決められた安全通路の通行の徹底
- (エ) 建物への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内通路及び作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- (オ) 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (カ) 凍結した路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- (キ) スマートフォン等を操作しながら歩行する「ながら歩き」、服やズボンのポケットに手を入れた状態での歩行禁止の徹底
- (ク) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に沿った対策の実施

ウ 一酸化炭素中毒及び硫化水素中毒災害の防止に関する実施事項

- (ア) 自然換気が不十分な場所における内燃機関（発電機等）や練炭等の使用禁止
- (イ) 一酸化炭素や硫化水素が発生するおそれのある作業場所における実施事項
 - a 事前情報を元にした適正な作業計画の策定
 - b 一酸化炭素や硫化水素濃度の測定（作業開始前、作業中）の実施
 - c 積雪により換気が妨げられることのないよう有効な換気の実施
 - d 必要に応じた空気呼吸器等の着用
 - e 作業場所への作業者以外の立入禁止と立入禁止表示の実施

エ 交通労働災害の防止に関する実施事項

- (ア) 控え目な走行速度、十分な車間距離の確保による走行
- (イ) 走行中の急ハンドル、急ブレーキの禁止
- (ウ) 凍結等による危険のある橋の上、トンネル出入口、日陰箇所における減速
- (エ) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項の実施

オ その他の冬季特有災害の防止に関する実施事項

- (ア) 雪降ろし作業における屋根からの墜落・転落防止対策の徹底
- (イ) 除雪（雪かき）作業における腰痛防止対策の徹底
- (ウ) 運転中の除雪車両との接触防止の徹底